

平成25年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	包括核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBT) 分担金			担当部局庁	軍縮不拡散科学部			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成9年開始			担当課室	軍備管理軍縮課			課長 吉田 謙介	
会計区分	一般会計			政策・施策名	VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	CTBT準備委員会の設置に関する決議の付属書5項(a)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、世界に337カ所設置される監視観測施設の建設・運営、現地査察の準備等、検証制度を整備することが定められている。同検証制度の整備に関する審議において、我が国として主導的な役割を果たしていくために、本準備委員会の経費を負担する必要がある。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CTBTは条約の履行を確保するために、(1)国際監視制度(IMS)及び(2)現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337カ所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で約85%完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要。またOSIについては、査察技術を確認するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。CTBT発効促進の先頭に立つ我が国として、かかる検証制度の整備に係る審議において主導的な役割を果たしていくために、必要な経費を分担する。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況		当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
			補正予算	1,776	1,810	1,208	1,326		
			繰越し等	-	△632	-	-		
			計	1,776	1,178	1,208	1,326		
	執行額		1891	957	1,208				
	執行率 (%)		103.1	81.2	100				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(目標)CTBT検証制度の整備・強化。 (実績)核実験探知回数(22-23年度には核実験0回、24年度には北朝鮮による核実験1回)			成果実績	核実験探知回数	0	0	1	—
				達成度	%	—	—	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	我が国を含む署名国の分担金は、CTBT検証制度の整備に活用。中でも数値化が可能なものは、国際監視制度(IMS)の観測所の設置状況であり、全337施設の完成に向け整備が進んでいる。			活動実績 (当初見込み)	国際監視観測所設置状況	82.49% (100)	84.87% (100)	86.65% (100)	— (100)
単位当たりコスト	4,137千円(円/施設)			算出根拠	分担金額(1,207,935千円)/IMS施設数(292カ所)				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	分担金		1,326						
計		1,326							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	唯一の被爆国として、我が国がCTBT機関と協力する役割への期待は非常に大きく、このことはCTBT早期発効のための更なる外交努力を求めるNGOを含めた我が国世論からも裏付けられる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	本件分担金は締約国から支払われたものであり、CTBTO準備委員会暫定技術事務局(PTS)は行財政規則に従い、適切に運用しており、報告・相談がなされている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国際監視制度(IMS)の観測所の設置が年々進捗しており、それにより設置されたIMS施設は、核実験の探知という本来目的のみならず、2011年の福島原発事故起因の放射性核種の拡散状況の観測をはじめとした民生・科学目的のためにも、十分活用されてきている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	条約の早期発効が求められる中、検証制度の整備が急がれるところであり、署名国による分担金の支払いは必須。今後は特に、準備の遅れている現地視察(OSI)の整備が重要であり、その整備に係る経費の増加が避けられない状況であるところ、我が国はCTBT発効促進の観点から、CTBTO準備委員会の活動を支援するとともに、同準備委員会に対して無駄のない効率的な予算配分を引き続き求めていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	24	平成23年	13	平成24年	38